

令和2年度 第1回市長定例記者会見

**日時： 令和2年5月29日（金） 11：00～**

**場所： 庁議室**

おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

令和2年度第1回の市長定例記者会見を始めたいと思います。

まず始めに、新型コロナウイルス感染症については、5月14日に青森県を含む39県で緊急事態宣言が解除となり、同25日には全国で解除されております。

今後は地域経済の回復に向けて「日常」の生活に少しずつ近づいていくこととなりますが、感染リスクがゼロになったわけではありません。

市といたしましては、先般、新型コロナウイルス対策関連経費として約2億5千万円を専決処分したところであり、地域における社会経済活動の再開を後押しできるような対策を講ずるとともに、関係団体等と連携しながら、可能な限りの支援対策を実施してまいりますので、市民の皆様にも、引き続き手洗い、手指消毒などの基本的な感染予防対策をはじめ、ソーシャル・ディスタンスの考え方に基づいて、「3つの密」を避けることを徹底していただくなど、感染対策へのご協力をお願いしたいと考えております。

それでは、定例記者会見の案件についてであります。まず、『新型コロナウイルス感染症対策への寄附の募集』についてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症が、地域の経済活動や市民生活に大きな影響を及ぼす中、「コロナウイルス対策に使って欲しい」「市に寄附をしたい」といった大変ありがたい申し出を受けていることから、市では、コロナウイルス感染症対策への寄附の募集を5月19日から開始しております。

詳細は別紙資料のとおりですが、当感染症対策のためにいただいた寄附金については、感染拡大防止対策や緊急経済対策のための貴重な財源として活用させていただきますので、皆様からの温かいご支援をお待ちしております。

次に、『五所川原市新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援金の対象業種拡大』についてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少した市内で飲食業を営む方に対し、経営の維持、事業継続の支援のために、5月から「事業継続支援金」を支給してきたところですが、この度、飲食業に次いで経営に大きな影響が及んだと考えられる業種を営む方に対しても、事業継続支援金を支給することといたしました。

対象の業種は、これまでの飲食業から大幅に拡大し、製造業、観光バスやタクシーといった道路旅客運送業、卸売業・小売業、農家民泊などの宿泊業、クリーニング業や理美容業、運転代行業、旅行業といった生活関連サービス業・娯楽業、柔道整復師等といった療術業としております。

対象業種を大幅に拡大しておりますので、該当される事業を営む方で、所定の要件を満たす方は、積極的に申請してくださるようお願いいたします。

最後に、『大型立佞武多「暫」の製作』についてお知らせいたします。

本年7月の完成を目指していた立佞武多「暫」の製作については、現在、作業を中断しているところですが、昨今の社会情勢を考慮し、当初の予定を変更して来年7月の完成といたしました。

例年であれば、秋に新作の下絵発表を行っておりますが、今年度は「暫」に続く新作の発表、製作は行わず、来年度に「暫」の面の書割りをを行い、7月の台上げ、完成を目指します。

今年度のお披露目は叶いませんが、多くのお客様にお楽しみいただけるよう、来年度に向けしっかりと準備してまいります。

今後も新型コロナウイルス感染症対策はもとより、幅広く市政について情報提供してまいりますので、記者の皆様には、当市の情報発信にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。